

令和 5年12月
福岡信用金庫

お客様各位

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平素は福岡信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では「当座勘定規定」を下記のとおり改定いたします。
改定後の新規定は、改定日以前にご契約いただいたお客様にも適用されますので
ご了承ください。

記

1. 改定日

令和6年2月21日

2. 改定内容

改定後	改定前
<p>第9条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします</u></p> <p>—</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以上